

告示

埼玉県告示第八百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
埼玉県知事 令第百十六号	日本建築 検査協会 株式会社	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	構造判定部 東京都中央区 日本橋二丁目 十二番六号	構造判定部 東京都中央区 日本橋二丁目 十二番九号	令和七年十 一月一日